

## 水道料金等の体系について

### メーター使用料

- 水道メーターを含む「給水装置」に係る費用負担について

「給水装置工事の費用等の支払義務は需用者(使用者)の責任に関する事項」とされおります。(水道法施行規則第12条の3第2号)

- 岩内町では、メーター交換に係る経費をメーター使用料として徴収しておりますが、多くの市町村では、水道料金に含んで徴収しています。

全道の89水道事業者のうち(令和2年4月1日現在)、  
メーター使用料を未徴収(水道料金に含まれる) → 77事業者  
メーター使用料を徴収 → 12事業者【岩内町はこちら】

- 岩内町水道事業給水条例 では

- ① 原則として、町が設置して、水道の使用者に貸与する

⇒ メーター使用料を使用者から徴収

- ② 管理者が認めたときは、水道使用者等に設置させることができる

⇒ 受託工事として町が工事発注し、取替工事に係る費用を使用者から一括で徴収

- メーター交換の費用負担については、原則として使用者の負担となりますが、岩内町では、分割により1回当たりの費用負担が少なくできるよう【①メーター使用料】を設定しており、メーターに関する費用を明確な形で徴収できるようにしております。  
なお、水道使用者の都合等により【②一括納付】も選択できるようにしております。

- 近年は【①メーター使用料】が増加し、【②一括納付】は減少する傾向にありますが、今後も【②一括納付】の需要は残るものと予想されます。

直近の実績は、【①メーター使用料】が約67%、【②一括納付】が約33%

- 水道事業の資金的には、

【①メーター使用料】 先行でメーター交換に係る経費を水道事業が負担し、その後8年かけて経費を回収するものです。

【②一括納付】 メーター交換に係る経費を使用者に一括で負担してもらうもので、事業者としての経費負担は発生しません。

- 仮に、メーター使用料を取りやめて水道料金に含めると、【②一括納付】の選択肢が無くなります。

⇒ 水道事業の資金的には、新たに【②一括納付】分の経費負担が先行で発生するため、改定率を2%程度上乗せする必要があります。

⇒ 今まで、家主等が【②一括納付】を選択していた場合、家主等の費用負担は無くなりますが、新たに使用者がメーター使用料分を上乗せで負担することとなります。(現行で口径13mmの場合2ヵ月900円) ※ 公営住宅入居者なども該当します

以上のことから、【②一括納付】を存続させる事で改定率を圧縮できますので、現行と同様に、水道料金とは別にメーター使用料を設定する方向が望ましいと考えますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。